7|景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

玉村町の特徴的な景観を構成している建造物や樹木、地域のシンボル・ランドマークとなって住民から親しまれている建造物や樹木で、良好な景観形成を進める上で重要な役割を担うものを「景観重要建造物」「景観重要樹木」に指定し、将来にわたり住民の財産として維持・保全していくことが考えられます。

「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定に向けた方針は、以下のとおりとします。

(1)景観重要建造物の指定の方針

玉村町の歴史文化や風土などが感じられる外観の優れた建造物で、次に示す事項に該当する景観形成上重要な建造物を景観重要建造物として指定することができるものとします。

【指定の方針】

○次の要件のいずれかに該当する建造物

- 玉村町発展の歴史・文化を表し、往時の雰囲気をとどめる建造物
- ・町または地域のシンボルやランドマークとなって、多くの住民に親しまれている建 造物
- 気候風土に根ざした特徴的な形態意匠を有する建造物
- 専門家が推奨する建造物

(2)景観重要樹木の指定の方針

樹高があり樹幹が太く、枝ぶりが良好なものなど、地域の象徴となっている優れた樹木で、 次に示す事項に該当する景観形成上重要な樹木を景観重要樹木として指定することができる ものとします。

【指定の方針】

○次の要件のいずれかに該当する樹木

- ・町または地域のシンボルやランドマークとなって、多くの住民に親しまれている樹木
- ・外観(樹高や樹形など)に特徴があり、良好な景観形成に寄与する樹木
- 気候風土に根ざした特徴的な外観を有する樹木
- ・地域に古くから立っている樹木で、放置すればその維持や保全が困難なものとなる 樹木
- 専門家が推奨する樹木

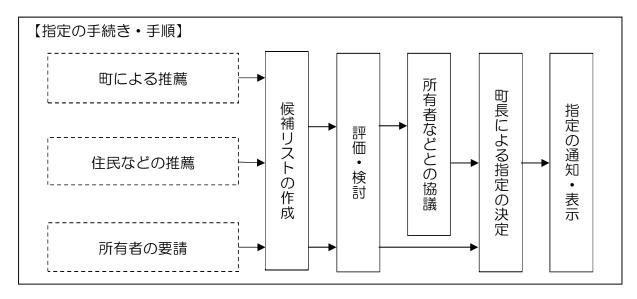


(3)指定に係る手続き

指定の方針に則し、町が「景観重要建造物・景観重要樹木候補リスト」を作成し、これに記載された建造物・樹木を対象に、町長が指定します。

また、所有者からの要請、その他住民などからの推薦を受けて、指定することもできる ものとします。

指定に係る手続き・手順は次のとおりです。



<参考-景観重要建造物・景観重要樹木とは>

■景観重要建造物

- ・景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、良好な景観の形成に重要な建造物を景観重要建造物として町長が指定するもの(法第19条第1項)
- ・ただし、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物は指定できない。 (法第19条第3項)
- ・景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更には、町長の許可が必要となる。(法第22条第1項)
- 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に 管理する義務が生じる。(法第25条第1項)

■景観重要樹木

- 景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、良好な景観の形成に重要な樹木を景観重要樹木として町長が指定するもの(法第28条第1項)
- ・ただし、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木は指定できない。(法第28条第3項)
- ・景観重要樹木の伐採又は移植には、町長の許可が必要となる。(法第31条第1項)
- ・景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理する義務が生じる。(法第33条第1項)